

議案第 6 6 号

白岡市手数料条例の一部を改正する条例

白岡市手数料条例（平成 1 2 年白岡町条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 7 号中「第 3 項」を「第 5 項」に改め、同号手数料の金額の欄を次のように改める。

- | |
|--|
| <p>ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 1 1 年法律第 8 1 号）第 6 条の 2 第 3 項の確認書若しくは同条第 4 項の住宅性能評価書（いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合しているものに限る。）又はこれらの写しがあるもの</p> <p>(7) 一戸建ての住宅</p> <p>a 新築の場合は、1 件につき 8, 0 0 0 円</p> <p>b 増築又は改築の場合は、1 件につき 1 3, 0 0 0 円</p> <p>(i) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号において同じ。）であって、床面積の合計（申請に係る住戸を含む一の建築物の床面積の合計をいう。以下この号において同じ。）が 5 0 0 平方メートル以内のもの</p> <p>a 新築の場合は、1 件につき 1 7, 0 0 0 円</p> <p>b 増築又は改築の場合は、1 件につき 2 5, 0 0 0 円</p> <p>イ ア以外のもの</p> <p>(7) 一戸建ての住宅</p> <p>a 新築の場合は、1 件につき 5 7, 0 0 0 円</p> <p>b 増築又は改築の場合は、1 件につき 8 5, 0 0 0 円</p> <p>(i) 共同住宅等であって、床面積の合計が 5 0 0 平方メートル以内のもの</p> <p>a 新築の場合は、1 件につき 1 2 7, 0 0 0 円</p> <p>b 増築又は改築の場合は、1 件につき 1 9 4, 0 0 0 円</p> |
|--|

別表第 4 8 号中「第 3 項」を「第 5 項」に改め、同表第 4 9 号手数料の

金額の欄中「第47号ア(7)及び(4)、イ(7)及び(4)並びにウ(7)及び(4)」を「第47号ア(7)及び(4)並びにイ(7)及び(4)」に改め、「(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の白岡市手数料条例別表第47号から第49号までの規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正前の白岡市手数料条例別表第47号から第49号までの規定(長期優良住宅建築等計画が住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和3年法律第48号)による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関が作成したものに限る。)が提出された場合の申請に係る部分に限る。)は、当分の間、なおその効力を有する。この場合において、改正前の白岡市手数料条例別表第47号中「定める額を申請戸数で除した額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」とあるのは、「定める額」と、同表第49号中「得た額(その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」とあるのは「得た額」とする。

令和3年11月25日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、本条例改正

の必要を認め、この案を提出するものである。